

立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 5 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 48 号）
の施行による。

立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第5項</u>の規定に基づき、包括的支援事業（同条第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の実施にあたり、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に<u>掲げる</u>地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員に係る基準及び員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に<u>掲げる</u>第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）<u>第115条の46第4項</u>の規定に基づき、包括的支援事業（同条第1項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の実施にあたり、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に<u>規定する</u>地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。</p> <p>(職員に係る基準及び員数)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に<u>規定する</u>第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ……略……</p>

<p>(3) 主任介護支援専門員（<u>省令に規定する主任介護支援専門員</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、<u>前項に規定する員数</u>に、業務量に応じた適切な人員を加配するものとする。</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(3) 主任介護支援専門員（<u>省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者</u>をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数が6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、<u>前項の規定による員数</u>に、業務量に応じた適切な人員を加配するものとする。</p> <p>3 ……略……</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

